

愛媛県県営林材安定供給モデル事業実施要領

令和3年8月10日 3森第442号

第1 目的

愛媛県が林業事業体等に県営林の管理を長期的に委託し、県営林を活用した集約化及び効率化を行うことにより、県営林材の増産と担い手の育成を図り、県営林の充実した資源を活用した安定的な木材供給の実現を目指す。

第2 事業の内容

1 経営管理事業

知事は、指定する県営林事業所について、県営林の管理に関する企画提案の募集、審査を行い、選定した林業事業体等と県営林の長期管理に係る協定（必要に応じて分収造林等契約者（土地所有者）も含める。）を締結するものとする。

(1) 協定の内容

- ① 市町村森林整備計画に沿った森林経営計画の作成
- ② 立木竹の伐採、造林、保育その他の森林施業の実施
- ③ 作業路網その他の施設の整備
- ④ 森林保護に係る森林の現況把握の随時実施、県以外の者が所有する森林との境界の巡視及びその報告
- ⑤ 森林整備に係る補助金の交付申請、受領及び精算

(2) 期間

おおむね5カ年とする。

(3) 対象とする林業事業体

業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人その他団体又は法人等で構成されるグループ（以下「共同事業体」という。）であり、以下の要件を満たすものとする。

- ① 認定林業事業体又は意欲と能力のある林業経営者であること。
- ② 愛媛県知事の審査を受け、製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者（協定締結までに登録を受ける見込みの者を含む）又は森林整備工事競争入札等参加者名簿に登録されている者（協定締結までに登録を受ける見込みの者を含む）であること。
- ③ 地方自治法施行令第167条第4の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- ④ 国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- ⑤ 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- ⑥ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の

統制の下にある団体ではないこと。

- ⑧ 共同事業体で参加しようとする場合は、代表者、構成員ともに①～⑦の資格要件を満たすこと。

2 県営林材生産事業

1 で協定を締結した法人その他団体又は法人等で構成されるグループ（以下「協定締結者」という。）により森林経営計画に基づき県営林材を生産する。

(1) 事業の内容

知事は協定締結者と森林経営計画に基づく県営林材生産に係る契約を締結するものとする。

(2) 契約期間

1 カ年以内とする。

第3 事業の実施方法

1 経営管理事業

(1) 協定締結予定者の選定方法

選定方法は公募型プロポーザル方式とし、協定締結予定者の審査は別途設置する選定委員会において行うものとする。

なお、参加者が1 者であった場合には、総合的に評価して協定締結予定者としての適否を判断する。

(2) 協定締結に係る協議

選定時に提出された企画提案書（様式第1 号）を参考に県と協定締結予定者は協議を行うものとし、必要に応じて県営林の分収造林契約者等も含めて協議を行うものとする。

なお、協定締結予定者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、協定を締結するものとする。

(3) 年度事業計画の承認

協定締結者は知事が指定する期日までに年度事業計画を知事に提出するものとし、知事は適当と認めた場合それを承認するものとする。

(4) 年度事業報告書の提出

協定締結者は知事が指定する期日までに年度事業報告書を知事に提出するものとし、知事の確認を受けるものとする。

なお、年度事業報告書には以下の資料を添付するものとする。

① 補助申請関係書類

受領した補助金の交付申請書、補助金交付決定書の写し等

② 出来高図面、測量成果

報告対象年度の森林整備（森林作業道開設等を含む）の測量成果、出来高図面

③ 測量成果データ

②の測量成果データを最新のウイルスチェックを経て、CD-R もしくはDVD-R により提出するものとし、データ形式については、NAV ファイル（.nav）又はCSV ファイル（.csv）を原則とする。

④ 協定書（様式第2 号）別紙2 別添1 森林作業チェックリスト

(5) 様式

協定書については様式第 2 号を標準とするが、県営林事業所の状況に応じて変更するものとする。

企画提案書	様式第 1 号
協定書	様式第 2 号
年度事業計画書	様式第 3 号
年度事業実績報告書	様式第 4 号

2 県営林材生産事業

(1) 契約方法

知事は、1 (3) の年度事業計画に基づき当該年度の県営林材生産について予定価格を定め、協定締結者から見積書を徴し、その見積額が予定価格以内の場合に、県営林材生産に係る契約（以下「県営林材生産契約」という。）を締結するものとする。

(2) 県の費用負担

県営林材生産に係る経費から、第 2 の 1 (1) ④による県営林材生産契約の締結者（以下「県営林材生産者」という。）が受領する補助金を除いた金額相当を県が負担するものとする。

(3) 事業の指導監督

現地に係る指導は県営林材生産事業を実施する県営林事業所を管轄する地方局長（以下「地方局長」という。）が行うものとする。

県営林材生産契約締結後、知事は地方局長に契約の締結を通知するとともに担当職員の推薦を依頼し、その推薦を受けて知事が監督員を指名するものとする。

(4) 県営林材の販売

生産した県営林材の販売については、県営林素材委託販売実施要領に基づき、木材市場の市売りにおいて行うものとする。

(5) 完了報告

県営林材生産者は当該年度事業が完了したときは、事業完了報告書を知事に提出するものとする。

(6) 検査

知事は、完了報告書の提出があったときは検査を行うものとし、検査に合格した場合は県営林材生産者に委託料を支払うものとする。

(7) 様式

委託契約書（様式第 5 号）
仕様書（別紙 1）

(8) 書類の経由

知事に提出する書類は、原則として地方局長を経由して提出するものとする。

第 4 その他

この要領に定めのない事項については、経営管理事業については協定参加者間で、県営林材生産事業については知事、県営林材生産者が協議するものとする。

附則

1 令和３年度事業から適用する。

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住所
商号又は名称
代表者職氏名

地区

経営管理事業（県営林材安定供給モデル事業） 企画提案書

経営管理事業（県営林材安定供給モデル事業）について、本書のとおり企画提案します。

記

- 1 事業主体に関する事項
- 2 事業計画
- 3 事業計画図
- 4 安全管理

企画担当者 所属・職・氏名	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	

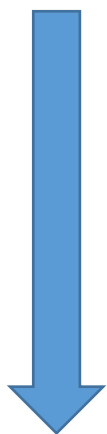
1 事業主体に関する事項

(1) 主たる業務地域

(2) 雇用の現況及び計画

【現状】

林業現場 作業職員数(A) (うち常用)	事務系等 職員数 (うち常用)	雇用管理者の 選任の有無	雇用に関する 文書交付の 有無	常勤役員の 有無
人 (人)	人 (人)			



(A) 林業現場作業職員の年齢別内訳

年齢階層	就業者数
～ 19 歳	人
20 歳 ～ 29 歳	人
30 歳 ～ 39 歳	人
40 歳 ～ 49 歳	人
50 歳 ～ 59 歳	人
60 歳 ～	人
合計	人

【5年後の目標】

林業現場 作業職員数(A) (うち常用)	事務系等 職員数 (うち常用)	雇用管理者の 選任の有無	雇用に関する 文書交付の 有無	常勤役員の 有無
人 (人)	人 (人)			

※ 林業現場作業職員には、造林、保育、伐採その他の森林の施業に従事する者(労確法第2条第1項に規定する林業労働者をいう。)の数を記載し、事務系等職員には、事務系職員のほか林業現場作業員でない職員の数を含めて記載すること。

※ 職員のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4カ月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。

※ 法人の場合には、常勤役員の有無を記入すること。

(3) 技術者技能者の数

【現状】

資格名	人数	資格名	人数
フォレストワーカー (林業作業士)	人	技能士	人
フォレストリーダー (現場管理責任者)	人	林業技士	人
フォレストマネージャー (現場管理責任者)	人	フォレスター (森林総合監理士)	人
森林作業道作 設オペレーター	人	愛媛県林業 技能技士	人
森林施業 プランナー	人	愛媛県高度 林業機械技士	人
技術士	人	愛媛県フォレス トマイスター	人



【5年後の目標】

資格名	人数	資格名	人数
フォレストワーカー (林業作業士)	人	技能士	人
フォレストリーダー (現場管理責任者)	人	林業技士	人
フォレストマネージャー (現場管理責任者)	人	フォレスター (森林総合監理士)	人
森林作業道作 設オペレーター	人	愛媛県林業 技能技士	人
森林施業 プランナー	人	愛媛県高度 林業機械技士	人
技術士	人	愛媛県フォレス トマイスター	人

※ フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知)」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

※ 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

※ 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。

※ 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)のこと。

※ 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)のこと。

※ 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

※ フォレスター(森林総合監理士)とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

(4) 林業機械の保有状況

【現状】

単位: 台

グラップル	フェラーバンチャ	スキッター	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	タワーヤーダ	スイングヤーダ		



【5年後の目標】

単位: 台

グラップル	フェラーバンチャ	スキッター	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	タワーヤーダ	スイングヤーダ		

※ 1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないこと。

上記以外の林業機械がある場合は、表右側の空欄に記載すること。

(5) 事業量等

【前年度実績】

素材生産						造林			素材生産・造林 以外の 生産量
主伐			間伐						
面積 (ha)	材積 (m3)	生産性 (m3/人日)	面積 (ha)	材積 (m3)	生産性 (m3/人日)	植栽 (ha)	下刈り (ha)	その他	



【5年後の目標】

素材生産						造林			素材生産・造林以外の生産量
主伐			間伐						
面積 (ha)	材積 (m3)	生産性 (m3/人日)	面積 (ha)	材積 (m3)	生産性 (m3/人日)	植栽 (ha)	下刈り (ha)	その他	

※ 前年度実績の事業期間は、企画提案しようとする年の前年とすること。ただし、前年に実績がない場合は、企画提案しようとする年の1月1日から提案までの期間とする。

※ 「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう（以下、「直営施業」という）。

※ 「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

※ 素材生産量は丸太材積とすること。

※ 生産性は、直営施業により実施したものについて記載すること。

※ 造林事業量のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。

※ 「素材生産・造林事業以外の林業事業量」の欄には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について記載すること。

(6) その他(地域貢献、独自の取り組み等)

例: 地域貢献、人材育成に関する取り組み、受託森林管理の方針、災害ボランティアの参加実績等

2 事業計画

(1) 集約化の概要

・ 対象とする県営林事業所

事業所名	所在地	面積(ha)

・ 面積

協定対象森林		既経営森林		合計
県営林	県営林以外 ()	自己所有林	経営受託森林 (見込を含む)	
ha	ha	ha	ha	ha

・ 森林経営計画の種類と要件

種類	適否

(2) 年度別事業計画

事業区分			初年度	2年度	3年度	4年度	5年度		合計
造林	植栽		面積(ha)						
	鳥獣被害 防止施設		面積(ha)						
	保育		面積(ha)						
素材生産	主伐	皆伐	面積(ha)						
			材積(m3)						
		択伐	面積(ha)						
			材積(m3)						
	間伐	面積(ha)							
		材積(m3)							
	基盤整備	森林作業道 開設	路線数						
			延長(m)						
その他									
合計		面積(ha)							
		材積(m3)							
		延長(m)							

※ 県営林において実施するものを記載すること。

(3) 作業システム

(4) 低コスト化への取り組み

(5) 森林保護に係る実施事項

--

3 実施計画図

1/5000の森林計画図等をベースとし、森林の区分(県営林、受託森林)、施業種別の区域、森林作業道(既設・新設)を明示すること。

4 安全管理

(1) 安全管理の体制

(2) 緊急時の連絡体制

様式第2号（標準協定書）

経営管理事業（県営林材安定供給モデル事業）
協定書（ 地区）

愛媛県（以下「甲」という。）と、〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり
県営林材安定供給モデル事業 経営管理事業（ 地区）に係る協定を締結する。

（信義忠誠の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

（協定の対象とする森林）

第2条 この協定の対象とする森林（以下「協定対象森林」という。）は別紙1
に表示する森林とする。

なお、協定対象森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（協定の期間）

第3条 この協定期間（以下「委託期間」という。）は次のとおりとする。

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

（委託事項）

第4条 乙は、協定対象森林をその区域に含む市町村森林整備計画及びこの協
定（別紙2に示す森林施業の実施に当たっての特記事項を含む）及び第10条
の年度事業計画書に従い、協定対象森林に関する次の事項（以下「委託事項」
という。）を実施するものとする。

（1）立木竹の伐採、造林、保育その他の森林施業を実施すること。

（2）作業路網その他の施設の整備を実施すること。

（3）森林の保護のため、現況の把握、境界の巡視等を行い、異常を発見した
ときは甲に報告すること。

2 前項第1号又は第2号において伐採された木竹の取扱いについては、別途
定めるものとする。

3 甲は、この協定の履行について、乙から要請があった場合にはこれに協力す
るものとする。

（森林の立入り及び施設の利用等）

第5条 乙は、委託事項の実施のため必要があるときは、協定対象森林に随時立
ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は協定対象森林内に設置された
作業路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることがで

きる。

- 2 乙は、委託事項の実施のため必要があるときは、協定対象森林内に作業路網その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(森林経営計画の作成及び実行)

第6条 乙は、委託事項を実施するために、協定対象森林について単独で又は他の森林所有者若しくは森林所有者から森林の経営の委託を受けた者と共同して森林法第11条に規定する森林経営計画を作成し、その認定（変更の認定を含む。）を受けるとともに、当該森林経営計画に従い、森林の経営を行うものとする。

- 2 前項において、森林経営計画の計画事項である「森林の経営に関する長期の方針」については、乙は甲と協議してこれを作成するものとする。

(委託事項に関する実施状況の報告及び是正要求等)

第7条 甲は、必要があると認めるときは何時でも乙に対し委託事業の実施状況について報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

- 2 甲は、委託事項の実施状況について、適切でないものがあると認めたときは、乙に対して是正を求めることができる。
- 3 乙は、甲から前項の是正要求があったときは、誠実に対処し、その結果を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 協定対象森林について委託事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとし、別途契約を締結するものとする。

(補助金の交付申請等)

第9条 乙は、第6条の森林経営計画の認定を受けた場合、必要に応じて、委託事項の実施等に係る補助金の交付申請及び受領を行うものとする。

(年度事業計画の提出)

第10条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに年度事業計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

- 2 乙は、前項の年度事業計画書に明示する森林施業の実施箇所において、面積及び延長の事業量の20%を超える増減がある場合は、その内容及び理由を明示して甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、第1項の年度事業計画書に明示する森林施業の一部をやむを得ず取り止める場合及び同計画書に明示されていない森林施業について新規に実施

するときは、その内容及び理由を明示して甲の承認を得なければならない。

(実績報告書の提出)

第 11 条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに年度事業実績報告書（様式第 4 号）を提出しなければならない。

(損害の補填等)

第 12 条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。

- 2 この協定に関して乙の責に帰すことのできない事由によって甲に不利益などが生じた場合は、甲乙協議の上、協力して解決に当たらなければならない。
- 3 乙が委託事項の実施その他この協定により属せられた権原に基づき行う行為に関し補助金等の交付を受けた場合であって、当該補助金等の返還を命じられたときは、その原因者が甲である場合には、甲が当該補助金額を負担するものとする。

(災害等による委託事項の不実施)

第 13 条 次の各号に掲げる場合において、委託事項を実施する予定の森林について当該委託事項を実施することが不可能又は不適当となったときは、乙は当該委託事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- (1) 災害その他の原因により協定対象森林の全部又は一部が損壊したとき
- (2) 作業路網の損壊等により協定対象森林への到達が困難となったとき
- (3) 協定対象森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (4) この協定に基づき甲乙間で行われることになっている協議が整わないとき、又は経済環境や行政対応などの外的環境の大幅な変化により事業の継続があきらかに困難になったとき

(債務不履行による協定の解除)

第 14 条 甲は、乙が正当な理由なく委託事項を履行せず（前条各号に掲げる場合において当該委託事項を実施することが不可能又は不適当となったときを除く。）、第 7 条の是正要求にも応じない場合は、1 か月を下らない期間の予告を行った上で、この協定を解除することができる。

(情報の管理)

第 15 条 乙は、本協定に係る事業の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。本協定期間が満了し、若しくは本協定が解除された後においても同様とする。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 条）及び別紙 3「個人情報取扱特記事項」の規定に準拠し、本協定に係る事業の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の自己の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（その他の事項）

第 16 条 この協定に定めのない事項を定め、又は協定事項を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

年 月 日

（甲） 住 所

氏名又は名称

（乙） 住 所

氏名又は名称

協定対象森林

[illegible]

注:1 年 月現在

2 契約対象森林(作業路網その他の施設を含む。)の所在は、別添の図面のとおり

別紙2（第4条第1項関係）

森林施業の実施に当たっての特記事項

第1章 共通事項

第1 環境影響評価

- 1 乙は、各作業現場での作業を実施するにあたり、「森林作業チェックリスト」（別添1）を用い、作業前の環境影響評価を行うとともに、各作業現場での作業後においても同リストを用い、環境影響の確認を行うものとする。

第2 安全管理

- 1 乙は、作業を実施するにあたり、作業手順、環境配慮及び危険予知（KY）の確認を行い、労働災害を未然に防止するため、「安全装備装着マニュアル」（別添2）に基づく作業状況・作業種に応じた安全装備を装着するとともに、『林業・木材製造業労働災害防止規程』に基づく作業を行わなければならない。

第2章 作業手順等

第1 県営林育林事業

- 1 県営林育林事業は、県営林経営計画の施業技術基準及び特記事項に基づく適正な施業の実施により健全な森林の育成に努め、木材生産機能を始め森林の持つ公益的機能を高めることを目的とする。
- 2 作業方法等については、育成単層林整備及び育成複層林整備に区分し、それぞれに応じた施業を行うものとする。

第2 育成単層林整備

1 地拵え

苗木を植栽する際に、一定の植栽配列のもとに植付けできるよう、伐採跡地における未木枝条の片付け、雑草・かん木類の刈払い等、植栽木にとって良好な環境を整備する作業をいう。

作業手順

- （1）区域内にある雑草、木竹、笹等の地被物は、根元から伐倒または刈払うこと。
- （2）地拵えの方法は、全刈・筋置地拵えを標準とする。
- （3）棚積み間隔はなるべく広くし、原則として等高線状に整理すること。
- （4）樹形が良く生育の見込みのある有用樹種は残存させ、損傷しないこと。
- （5）人工林跡地で枝条・植生の少ない箇所は、無地拵えとし、気象害、獣害が予想される箇所は、筋刈及び階段地拵えを検討すること。

環境配慮

- （1）広葉樹等は施業に支障のない限り林内に残すこと。

2 植栽

作業手順

- （1）植栽本数はha当たり2,400本～3,000本を標準とし、植栽樹種は、甲と協議するものとする。
なお、法制限がある場合はそれを遵守するものとする。
- （2）植栽方法は、ていねい植えて、配列は点状（正方形）仕立を標準とする。
- （3）植付点を中心に十分に地被物を取り除き、苗木の根張りに応じた穴を全体に耕耘し、根茎、石礫、塵芥等を全て除去すること。
- （4）表土は、植穴の近くにおいて、四散しないようにし、地被物を混入させないこと。
- （5）植穴中央に挿入した苗木は、根を十分に広げ、根を曲げたり地表に露出させた

りしないようにし、細土で覆い、その途中で苗木を揺り動かしながら、心持ち引き上げるようにして根の位置を正常にして、足でよく踏み固め、地被物で根元を覆うこと。

- (6) 道路沿いの植栽地は、将来伸びた枝が通行の妨げとならないよう十分距離をとって植栽すること。
- (7) 苗木は良好な管理のもと、適当な規格品を適期に搬入し植え付けること。
- (8) 苗木を受領したときは、速やかに施工箇所に植栽し、また、そうでないときは速やかに仮植すること。
- (9) 仮植地は、なるべく林地に近い日陰、適潤、雨水の停滞しない箇所を選定すること。
- (10) 仮植地から植栽地までの小運搬は、苗木袋等を利用し、根部の乾燥を防ぐよう処置すること。

環境配慮

- (1) 活着を図るため、苗木の乾燥を防ぐこと。
- (2) 野生動物による食害が予想される場合は、防護柵の設置等防除措置を講ずること。

3 下刈

苗木植栽後、陽光にあたる一定の高さになるまでの間、植栽木がまわりの雑草木等に被圧され成育が害されるのを防ぐために雑草木等を刈払う作業をいう。

作業手順

- (1) 全刈を標準とし、区域内にある植栽木以外の下層植物は、地際から刈払い、植栽木を被覆しないように列間を低く片付けて置くこと。但し、植栽以外の樹木で生育見込みのある有用樹種は存置すること。
- (2) 二又以上の幹となる恐れのある植栽木は、その最良のものを1本残して他を切り離すこと。
- (3) 刈払いは、雑草木・竹・つる茎類の繁茂の甚だしい箇所から着手するとともに、つる茎類は植栽樹幹から丁寧に除去すること。
- (4) 獣害が危惧される場合は、全刈を避け雑草との混成を維持する方法（筋刈等）を検討すること。

環境配慮

- (1) 林分の状況を判断し、方法を決定すること。
- (2) 必要以上の下刈りは、避けること。
- (3) 広葉樹は、植栽木の生長を妨げない限り残すこと。
- (4) 刈払いに際しては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと。
- (5) 刈払った下層植物は、その場所に存置し林外に持ち出さないこと。
- (6) 鳥類の営巣が見られるときは営巣の妨げにならないよう配慮すること。

4 つる切り

つる類が植栽木に巻きつき、植栽木に当たるべき陽光を奪い成長を鈍らせ、また新梢に巻きついて梢端を傷つけ、さらには幹に絡んで巻きしめてしまうため、これを除去する作業をいう。

作業手順

- (1) 植栽木に絡みついているつる類は、1.5～2.0mの位置及び根株の頂端で切断し、樹幹から完全に除去すること。
- (2) つる類の繁茂の甚だしい箇所より実施すること。

環境配慮

- (1) つる類の切断除去に際しては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと。

5 除伐

植栽木の生育を阻害する雑木や植栽木の成長を妨げる植栽木の不良・不用木を伐り捨て、形質成長の良い木の成長を促す作業をいう。

作業手順

- (1) 植栽木を伐倒、除去し、林分の密度調整を行うとともに、植栽木の生育を阻害し、又は今後阻害する恐れのある広葉樹等を伐倒、除去すること。
- (2) 植栽木の伐除については、次のものから優先的に伐倒すること。（但し、伐倒しても林内構成上支障がないものに限る。）また、安全上支障のない枯死木はできるだけ残すこと。
 - ア 病虫害、獣害、風害等の被害木
 - イ 木肌における傷や腐り木
 - ウ 根曲がりや樹幹の曲がり木
 - エ ねじれや二股等の異型木
 - オ 優勢木に接近している劣勢木
 - カ 年輪が広いあばれ木
- (3) 伐倒により掛り木になった場合は、その都度適切に処理すること。
- (4) 主林木が無い箇所は、有用樹等を残存しておくこと。
- (5) つるが幹に巻きついている場合は、つる切りを併せて行い、樹幹から除去しておくこと。
- (6) 伐倒木が、残存木の生育に支障のある場合及び道路上、境界脇にある場合は、適切に処理すること。

環境配慮

- (1) 可能な限り下層に生育する広葉樹を残し、林地保全に配慮すること。
- (2) 伐倒に際しては、残存木への損傷を最小限にするとともに、協定対象外（周囲等）の立木等を傷つけないよう注意して施業を行うこと。
- (3) 急傾斜地においては、伐倒木は幹が地面につくようにして等高線沿いに置くこと。
- (4) 河川等にかかっている、または流れ込む恐れがある倒木を処理すること。

6 枝打

無節の良質材の生産を主目的として、枯れ枝やある高さまでの生き枝を、その付け根付近から除去する作業をいう。

作業手順

- (1) 枝打の対象木は、通直、完満、樹冠に欠点のない健全木を選定して実施すること。
- (2) 細目ノコを使用し、できるだけ低くかつ平滑に切ること。
- (3) 枝打は、切口の樹皮を剥がさぬように、かつ枝隆は残すよう注意すること。
- (4) 打ち枝は、根元付近に整理しておくこと。
- (5) 林縁木は、外側の生枝は枝打ちせず、片枝とすること。
- (6) つる類が樹幹に巻き付いている場合は、切断除去すること。
- (7) あばれ木の枝、または樹幹の形質を損する恐れのある枝は、適宜枝打すること。

環境配慮

- (1) 枝打対象木に鳥類の営巣が見られるときは、営巣の妨げにならないよう配慮すること。

7 間伐

除伐から主伐までの間、樹木の生長量に合わせた適正空間を維持させ健全な生長を促進することを目的に、植栽木の密度を適正密度に誘導する伐倒作業をいい、伐倒木の価値に応じて切捨間伐及び搬出間伐に区分し施業を行うものとする。

(1) 共通事項

作業手順

- ア 植栽木を伐倒、除去し、林分の密度調整を行うとともに、植栽木の生育を阻害し、又は今後阻害する恐れのある広葉樹等を伐倒、除去すること。
- イ 伐倒により掛り木になった場合は、その都度適切に処理すること。
- ウ つるが幹に巻きついている場合は、つる切りを併せて行い、樹幹から除去しておくこと。

環境配慮

- ア 可能な限り下層に生育する広葉樹を残し、林地保全に配慮すること。
- イ 間伐のための下刈りは、伐木等作業の際の安全を確保しつつ最小限にすること。
- ウ 伐倒に際しては、残存木への損傷を最小限にするとともに、施業対象外（周囲等）の立木等を傷つけないよう注意して施業を行うこと。
- エ 河川等にかかっている又は、流れ込む恐れがある倒木を処理すること。

(2) 切捨間伐

伐倒木の形質が悪く木材としての価値が低いため、林内に伐倒したまま放置する間伐のこと。

作業手順

- ア 植栽木の伐除については、次のものから優先的に伐倒すること。（但し、伐倒しても林内構成上支障がないものに限る。）また、安全上支障のない枯死木はできるだけ残すこと。
 - ア) 病虫害、獣害、風害等の被害木
 - イ) 木肌における傷や腐り木
 - ウ) 根曲がりや樹幹の曲がり木
 - エ) ねじれや二股等の異型木
 - オ) 優勢木に接近している劣勢木
 - カ) 年輪が広いあばれ木
- イ 間伐率は、概ね30%程度とする。
- ウ 伐倒木は、残存木の生育に支障のある場合及び道路上、境界脇にある場合は、適切に処理し、下流に流出しない程度の整理を行うこと。
- エ 伐倒位置（株高）は、概ね40cm以下とすること。

環境配慮

- ア 伐倒木は、短材に切断し、林内通行の障害にならないよう整理すること。
- イ 急傾斜地においては、伐倒木は幹が地面につくようにして等高線沿いに置くこと。

(3) 搬出間伐

伐倒木に利用価値があり、木材として素材生産販売しても採算が見込めるため、山土場まで集運材する間伐のこと。

作業手順

- ア 定性間伐の場合、定性（適寸）的間伐による選木を行うこと。
- イ 列状間伐の場合、伐採間隔（距離・列数）を決定すること。
- ウ 間伐率は、概ね30%程度とし、集運材の方法については任意とする。

環境配慮

- ア 機械運転、機械架設撤去に際しては、責任者の配置と安全の確保を図ること。

8 集運材

伐倒木（素材）を集材し、山土場まで運搬（搬出）する作業をいう。

作業手順

- (1) 不採算素材については、山土場への集運材は行わないこと。
- (2) 素材は損傷しないよう、山土場に適切に集積しておくこと。
- (3) 安全に十分配慮のうえ適正に行い、必要に応じて安全施設を設置すること。
- (4) 山土場に素材を残置するときは、盗難防止に努めること。

環境配慮

- (1) 地形、林分の状態、林道・作業道等の配置、集材距離等を考慮し、最も効率が良く、対象林分及び自然環境に負荷の少ない作業方法を選択すること。
- (2) 伐倒木の枝条、木屑等は、河川、溪流に入れないこと。
- (3) 素材、残存木の損傷は、最小限にすること。
- (4) 資材等の放置はしないこと。
- (5) 搬出の際、林道・作業道等を傷めないよう、十分に配慮すること。
- (6) 機械運転、機械架設撤去に際しては、責任者の配置と安全の確保を図ること。

第3 育成複層林整備

1 受光伐（抜き伐り）

下層植生の導入・育成に適した陽光を採り入れ、生育の環境に適した空間を確保するため、前生樹（上層木）を適正な本数に伐倒除去し山土場へ搬出する作業をいう。

作業手順

- (1) 残存本数は、生長・形質の良好なものを選木し、適正配置に努めること。
- (2) 伐倒木は出来るだけ搬出し、地拵え整理を最小限に努めること。
- (3) 搬出方法は、任意とするが、出来るだけ作業道等を開設するように努めること。
- (4) つるが幹に巻きついている場合は、つる切りを併せて行い、樹幹から除去しておくこと。
- (5) 造材方法、搬出時期は、情勢等から判断し有利となるようにすること。

環境配慮

- (1) 可能な限り下層に生育する広葉樹を残し、林地保全に配慮すること。
- (2) 受光伐のための下刈りは、伐木等作業の際の安全を確保しつつ最小限にすること。
- (3) 伐倒に際しては、残存木への損傷を最小限にするとともに、施業対象外（周囲等）の立木等を傷つけないよう注意して施業を行うこと。
- (4) 河川等にかかっている又は、流れ込む恐れがある倒木を処理すること。
- (5) 機械運転、機械架設撤去に際しては、責任者の配置と安全の確保を図ること。

2 地拵え

作業手順

- (1) 下層植栽のため、受光伐残置物を筋置き整理し、また少量の場合は枝条散布地拵えとすること。
- (2) 天然更新の場合は、天然播種が可能なように、筋置地拵えと地表かきおしを同時に行うこと。
- (3) 樹形が良く生育の見込みのある有用樹種は残存させ、損傷しないこと。
- (4) 伐採前地拵えが有利と認められる場合は、それを実施すること。

環境配慮

- (1) 広葉樹等は施業に支障のない限り林内に残すこと。

3 樹下植栽

下層植生として、適当な樹種の苗木を人工植栽する作業をいう。

作業手順・環境配慮

第2 育成単層林整備の2 植栽に同じ。

4 枝落とし

下層木の生育に必要な陽光量を確保するため、上層木の枝を落とす作業をいう。

作業手順

- (1) 上層木の全てを対象とし、概ね8mまで枝を落とすこと。
- (2) 細目ノコを使用し、できるだけ低くかつ平滑に切ること。
- (3) 枝打は、切口の樹皮を剥がさぬように、かつ枝隆は残すよう注意すること。
- (4) 太枝は、巻き込みが遅いため、残枝長を長くすること。
- (5) 打ち枝は、根元付近に整理しておくこと。
- (6) 林縁木は、外側の生枝は枝打ちせず、片枝とすること。
- (7) つる類が樹幹に巻き付いている場合は、切断除去すること。
- (8) あばれ木の枝、または樹幹の形質を損する恐れのある枝は、適宜枝打すること。

環境配慮

- (1) 枝打対象木に鳥類の営巣が見られるときは、営巣の妨げにならないよう配慮すること。

5 保育（下刈り、つる切り、除伐、間伐）

第2 育成単層林整備に同じ。

6 集運材

第2 育成単層林整備に同じ。

第4 県営林素材生産事業

1 伐採・搬出（山土場まで）

作業手順

- (1) 素材は損傷しないよう、山土場に適切に集積しておくこと。
- (2) 安全に十分配慮のうえ適正に行い、必要に応じて安全施設を設置すること。
- (3) 山土場に素材を残置するときは、盗難防止に努めること。

環境配慮

- (1) 地形、林分の状態、林道・作業道等の配置、集材距離等を考慮し、最も効率が良く、対象林分及び自然環境に負荷の少ない作業方法を選択すること。
- (2) 伐倒木の枝条、木屑等は、河川、溪流に入れないこと。
- (3) 伐倒に際しては、残存木への損傷を最小限にするとともに、施業対象外（周囲等）の立木等を傷つけないよう注意して施業を行うこと。
- (4) 資材等の放置はしないこと。
- (5) 搬出の際、林道・作業道等を傷めないよう、十分に配慮すること。
- (6) 年間を通じて流水のある河川、溪流の周辺は、緩衝帯（バッファゾーン）として保全し、混交林化への誘導を図ること。
- (7) 伐倒した木材が最も高い価格で取引されるような採材に努めるとともに、木材の有効利用を図ること。
- (8) 機械運転、機械架設撤去に際しては、責任者の配置と安全の確保を図ること。

第5 林内路網（作業道等）整備

作業手順・環境配慮

- 1 作業道等の林内路網整備は、森林の伐採、土地の形質の変更等が伴うことから、実施に際しては、森林の現況、森林施業の方法、土地利用の状況等を把握し、自然環境の保全に努めること。
- 2 ルート・構造等の選定に当たり、周辺における植生、地形、地質を十分に調査し、景観の維持等に著しい支障を及ぼす事のないよう適切な措置を行うこと。
- 3 平面線形・縦断勾配等の決定に当たり、国土保全、水源涵養、自然環境の保全な

どの森林の持つ公益的機能を保持するため、特に地形の緩急、地形構造の変化等の自然条件に十分対応したものとし、土地の形質の変更等を最小限度にとどめること。

- 4 区域周辺に生育する小動物保護のため、適切な工種工法を選定する。また、魚の生育環境の阻害は行わないこと。
- 5 土砂の移動量を極力抑制するとともに、切土、盛土の均衡を図り、適切な残土処理、法面・斜面の安定に配慮すること。また、地形、地質、気象その他の自然条件を十分に考慮し、河川・溪流箇所横断は出来るだけ避けることとし、やむを得ず横断する場合は、排水処理等の対策を十分に検討すること。
- 6 建設副産物の発生抑制と再利用及び適正処理に努めること。

第6 環境に配慮した作業の実施

1 車輛、機械類の管理

- (1) 車輛、機械器具類は、常時整備点検を行うこと。
- (2) 機械器具類の整備時に油脂の林内への流出を防止すること。
- (3) 車輛の不必要なアイドリングは行わないこと。

2 水質保全

- (1) 油脂等の交換、補給は、溪流付近では行わないこと。
- (2) 河川、溪流付近では、特に水質に悪影響を与えないよう十分配慮し作業を行うこと。

3 土砂災害防止

- (1) 立木等伐倒したものについては、沢に集積しないこと。
- (2) 除・間伐作業を行う場合には、可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮した作業を行うこと。
- (3) 急傾斜地では、伐倒木を等高線沿いに置き、土砂の流出を防止すること。

4 工作物の設置

- (1) 木材等の生物系資材の使用に努めること。

5 廃棄物の処理

- (1) 作業現場において発生する廃棄物については、林内に残さず全て持ち帰り、適正に処理すること。

6 山火事予防

- (1) 作業用機械器具の取扱いには十分注意し、機械使用中の発火に注意すること。
- (2) 喫煙には十分に注意するとともに、吸い殻は適切に処理すること。
- (3) 山菜採りやハイカーに対しても、山火事予防の啓発を行うこと。

森林作業チェックリスト

受託者：	作業箇所：
現場代理人：	作業内容：

作業前 年 月 日記入 ※該当しない場合は斜線「／」を記入する。

✓	確認項目	対応策など
	作業予定林分における作業内容が把握されているか。	
	「特記事項」内に記載されている作業手順が把握されているか。	
	「特記事項」内に記載されている環境配慮が把握されているか。	
	林分の境界は明確か。	
	使用する機械器具は正常な状態か。	
	必要な安全装備がされているか。	
	危険のポイントを把握されているか。	
	危険のポイントへの対応策は考えられているか。	
	作業予定林分に希少野生動植物は生息していないか。	
	作業予定林分内又は隣接して河川、溪流がある場合、作業により土砂が流れ込む恐れはないか。	
	機械のオイル漏れが発生した場合の対応策は考えられているか。取替え部品、目立て器具等は確保されているか。	
	木材を搬出する場合、残存木を傷めることなく搬出する手段が考えられているか。	

	木材の搬出によって路面、路肩等を傷めた場合、修復する手段は考えられているか。	
--	--	--

作業後 年 月 日記入

✓	確認項目	処理内容など
	「特記事項」内に記載されている作業手順が実施されているか。	
	「特記事項」内に記載されている環境配慮が実施されているか。	
	作業林分に希少野生動植物への影響はないか。	
	作業林分内又は隣接して河川、溪流がある場合、作業により土砂が流れ込んではいないか。	
	機械のオイル漏れはないか。	
	木材を搬出する場合、残存木を傷めた形跡はないか。	
	林道（作業道）の路面、路肩等の補修は必要ないか。	
	廃棄物が放置されていないか。	

森林の状態

✓	確認項目	具体的な場所・内容など
	違法行為の形跡はないか。	
	病虫害、獣害の発生はないか。	
	外来種の侵入、拡大はないか。	
	山崩れ等の自然崩壊はないか。	

安全装備装着マニュアル

森林施業の実施に当たっての特記事項「第1章 共通事項 第2 安全管理」に基づき、装着すべき安全装備は次のとおりとする。

1 保護すべき部位別の安全装備について

各部位を保護するため、以下の仕様を満たした安全装備を装着することとする。

但し、当基準による装着以外の安全装備の使用により、同等かそれ以上の防護水準をもたらすことを、使用するものが証明できる場合はこの限りでない。

（1）頭及び全体

いかなる林内作業においても、必ずヘルメットを着用するとともに、服装は袖締りの良い長袖の上衣、裾締りの良い長ズボンを装着する。

（2）足元

- ① 中・重量物（※丸太や機械等、落下した場合に足先が損傷する可能性のあるもの）を扱う場合は、つま先に鉄心（鋼板）が入った靴及び地下足袋を装着する。
- ② チェーンソー使用時は、つま先と甲の部分に切創を防止する保護物が組み込まれた靴及び地下足袋を装着する。
- ③ 移動に支障がある急傾斜地や足元が滑る傾斜地において作業する場合は、滑り止め機能が付いた靴及び地下足袋を装着する。

（3）脚

刈払機使用時は、主に膝下における切創防止機能が備わる刈払防護具とし、チェーンソー使用時は、チェーンソー作業用防護衣（安全ズボン、チャップスなど）を装着する。

（4）手

- ① 刈払機及びチェーンソー使用時は、防振機能を備えた手袋を装着する。
- ② ワイヤロープ取り扱い時は、摩擦による火傷等を防ぐ機能を備えた手袋を装着する。

（5）耳

騒音障害の防止のため、著しい騒音が発生する作業現場（※騒音レベルが 85dB (A) を越える現場）では、イヤーマフまたは耳栓を装着する。

（6）目及び顔

- ① 刈払機及びチェーンソー使用時は、顔全体を防護するバイザー（網）を装着する。
但し、木片等の飛散の危険が少ない条件における刈払機の使用時はゴーグルでも良い。
- ② 下刈り、枝打ち、その他の機械作業において、小木片や薬剤等の危険物が飛散する作業では、ゴーグルを装着する。

(7) その他

- ① 装着する安全装置は、その保護能力を十分に発揮する状態で、かつ、各装備の仕様書等で定められた装着方法によるものとする。
- ② 体に装着すべき装備の他に、作業種・作業環境に応じて仕様書等で定められる携行品を携帯・使用する。
- ③ 薬剤等を使用する場合は、使用説明書に定められた注意事項を厳守する。

2 作業種別の安全装備について

上記の内容を踏まえた作業種ごとの安全装備装着例は以下のとおりとする。

作業内容	安全装備
植付け	ヘルメット、地下足袋（靴）、手袋
下刈り	ヘルメット、地下足袋（靴）、防振手袋、ゴーグル（バイザー）、刈払機防護具（脚部）、※85dB（A）を越える現場においては、イヤーマフ（耳栓）
伐 木	ヘルメット、切創防止機能の備わった地下足袋（靴）、防振手袋、バイザー、チェーンソー作業用防護衣、※85dB（A）を越える現場においては、イヤーマフ（耳栓）
集材作業	ヘルメット、つま先に鉄心の入った地下足袋（靴）、手袋
枝打ち	ヘルメット、地下足袋（靴）、手袋、ゴーグル
薬剤使用	ヘルメット、使用する薬剤に定められた装備
その他	・手作業：植付けの装備と同様 ・刈払機作業：下刈りの装備と同様 ・チェーンソー作業：伐木の装備と同様

別紙 3（第 15 条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 条 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この協定による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第 2 条 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この義務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

（収集の制限）

第 3 条 乙は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第 4 条 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第 5 条 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第 6 条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止等）

第 7 条 乙は、この協定による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

- 3 乙が甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

（資料等の返還等）

第8条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、この協定による業務を処理するため乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第9条 乙は、この協定による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地調査）

第10条 甲は、乙がこの協定による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

（指示及び報告等）

第11条 甲は、乙がこの協定による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故報告）

第12条 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（損害賠償）

第13条 乙は、その責めに帰すべき事由により、この協定による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第14条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この協定の全部又は一部を解除することができる。

ウィルス対策に関する特記事項

（目的）

第1条 本協定において、乙から甲に提出される電子データを介したコンピューターウィルス感染を未然に防止し、行政事務の安定的な執行を図ることを目的とする。

（ウィルスチェック）

第2条 乙は、事業実施中の提出物や最終成果品など、本業務に関して、甲に提出する全ての電子データについて、提出前にウィルスチェックを行うものとする。

2 ウィルス対策ソフトは特に指定しないが、シェアの高いものを利用すること。また、常に最新のデータに更新（アップグレード）したものを利用すること。

（成果品への記載事項）

第3条 最終成果品を電子媒体で納品する場合は、媒体のラベルにウィルスチェックに関する情報として以下を記載すること。

- ・使用したウィルス対策ソフト名
- ・ウィルス定義年月日またはウィルス定義ファイル名
- ・チェック年月日

年 月 日

愛媛県知事 様

住所

商号又は名称

代表者職氏名

経営管理事業(県営林材安定供給モデル事業)

年度事業計画書

(地区)

年度 経営管理事業(県営林材安定供給モデル事業)について、本書のとおり
年度事業計画を提出します。

記

- 1 事業計画
- 2 年度事業計画図
- 3 安全管理

(1) 年度事業計画

年度事業計画

(2) 工程表

			月													
施業種	数量	単位														
搬出市場名																

(3) 作業システム

--

(4) 補助事業活用計画

補助事業名	区分	数量	単位	事業費(千円)	補助金額(千円)	申請予定時期
合計						

※ 区分の欄には、更新伐、搬出間伐、林業専用道、森林作業道開設等活用する事業の区分を記載のこと。

2 年度事業計画図

1/5000の森林計画図等をベースとし、森林の区分(県営林、受託森林)、施業種別の区域(既実施と今年度区域)、森林作業道(既設・新設)を明示すること。

3 安全管理

(1) 安全管理の体制

(2) 緊急時の連絡体制

・林分別明細

地区名

[illegible]

様式第 4 号

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
名称及び商号
代表者職氏名

年度経営管理事業（県営林材安定供給モデル事業）年度実績報告書

年度経営管理事業（県営林材安定供給モデル事業）の実績について、下記のとおり報告します。

記

1 年度森林整備実績

施業種	単位	数量			備考
		計画 (A)	実績 (B)	(A)－(B)	

2 補助申請関係書類

補助金交付申請書（写）、補助金交付決定書（写）

3 森林整備に係る測量成果

施行地の周囲測量、森林作業道開設の測量成果、出来高図面

4 測量成果データ

（データ形式： ）

5 森林作業チェックリスト（別添 1）

県営林材生産事業（県営林材安定供給モデル事業） 委託契約書

発注者 愛媛県知事 と受注者 とは次の
条項により契約を締結する。

（委託事業の内容）

第1条 発注者は、次の委託事業を年度事業計画書に基づき、別添仕様書のとおり受注者に委託し、受注者は、これを受託する。

委託事業名 第 号 県営林材生産事業
委託事業箇所 地区（ 郡市 町 県営林 事業所）

（業務委託料）

第2条 受注者は、発注者に対し、契約単価 金 円/m³（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）に生産数量を乗じて計算した額の円未満の端数を切り捨てた額を支払うものとする。

2 生産予定数量については、別記1のとおりとする。

（委託の期間）

第3条 受注者は、この契約締結の翌日から、 年 月 日までの間に委託事業を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸与し、質権その他の担保の目的に供し又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

（一括再委託等の禁止）

第6条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者に書面により承諾を得なければならない。

（監督員）

第7条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 受注者の現場代理人に対する業務に関する指示
- (2) 受注者からの質問、確認依頼及び申出等に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者の現場代理人との協議
- (4) 業務の進捗の確認等契約の履行状況の調査

- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わねばならない。

(現場代理人)

- 第8条 受注者は、現場代理人を定めて、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。この者を変更したときも、同様とする。
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、その管理、取締りを行う。

(委託契約の変更)

- 第9条 発注者は、必要がある場合には、委託事業の内容を変更し、又は、委託事業を一時中止させることができる。この場合において、委託契約の変更を伴う場合は、発注者と受注者とが協議の上これを行うものとする。
- 2 受注者は、受託内容が、現場と整合しないときは速やかに発注者に通知し、指示を受けるものとする。この場合において、契約の変更を伴う場合は、発注者と受注者とが協議の上これを行うものとする。
 - 3 受注者は、生産数量が別記1の生産予定数量の20%を超える増減となる見込みとなった場合は、その内容及び理由を明示して速やかに発注者に協議するものとする。

(委託期間の延長)

- 第10条 受注者は、天災等その責めに帰することができない事由により、受託期間内に事業を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して、遅滞なくその事由を付して受託期間の延長を請求することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議の上これを定める。

(調査等)

- 第11条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して委託事業の実施状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(報告及び完了検査)

- 第12条 受注者は、受託事業が完了したときは、遅滞なく、発注者に対して完了報告書を提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に委託事業の成果について検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
 - 3 前項の検査の結果、不合格となり、委託事業の成果について補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了を届け出て、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日及び検査結果の通知については、前項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第13条 前条第2項又は第3項の検査終了後、受注者は、業務委託料の支払いを業務委託料精算払請求書により請求するものとし、発注者は、請求書を受理した日から起算して30日以内に、業務委託料を支払うものとする。

(既成部分払)

第14条 前条の規定にかかわらず、受注者は、既成部分払を次項及び第3項に定めるところにより請求することができる。

- 2 受託者は、既成部分の請求をしようとするときは、既成部分払請求書（様式第10号）を発注者に提出しなければならない。
- 3 発注者は、前項の既成部分払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に既成部分払金を支払うものとする。

(契約不適合責任)

第15条 発注者は、引き渡された物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、当該物品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(催告による解除権)

第16条 発注者は、受注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない発注者の解除権)

第17条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当すると認めたときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約に明らかに違反し信頼を失墜させる行為があったとき。
- (3) この契約を履行できないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者又は受注者の役員等（受注者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）若しくは実質的に経営を支配している者が、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等と認められるとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による解除の制限）

第18条 第16条第1項又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は第16条第1項及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

（催告によらない受注者の解除権）

第19条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第9条第1項の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を越えるときは6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部の場合はその一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による解除の制限）

第20条 第16条第2項及び前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は第16条第2項及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う効果及び措置）

第21条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

- 2 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 3 この契約が業務の完了前に解除され、かつ、第1項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第14条の規定による既成部分払金があったときは、発注者は、当該既成部分払金を前項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの既成部分払金になお余剰があるときは、受注者は第16条第1項又は第17条の規定による解除にあつては、当該余剰額に既成部分払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、既成部分払金の支払いの日時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第16条第2項又は第19条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

(事情変更による契約の変更)

第 22 条 契約締結後において、天災地変その他の不足の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるといたったときは、その実情に応じ、発注者と受注者とが協議して、書面により契約単価、その他の契約内容を変更することができる。

(損害賠償)

第 23 条 受注者は、その責めに帰すべき事由により、受託事業の実施に際し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(関係書類の整備及び保管)

第 24 条 受注者は、受託事業に係る経費を他の経費と区分して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 受注者は、受託事業の関係書類を事業完了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(SGEC 森林認証への配慮)

第 25 条 森林管理に係る委託業務においては、受注者は、SGEC 森林認証の趣旨を理解するとともに、発注者の定める SGEC 森林管理計画に沿って作業を執り行う。

(契約外の事項)

第 26 条 この契約書に定めのない事項については、「愛媛県会計規則(昭和 45 年愛媛県規則第 18 号)」によるものとし、同規則に定めのない事項、又はこの契約の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自 1 通を所持するものとする。

年 月 日

発注者 住 所
氏 名 愛媛県知事

受注者 住 所
氏 名

別記 1

1 生産予定数量

地区名	生産予定量 (m3)	備考

愛媛県県営林材安定供給モデル事業 県営林材生産事業仕様書

第1章 共通編

第1 適用

- 1 愛媛県県営林材安定供給モデル事業実施要領に基づく県営林材生産事業（以下「事業」という。）に係る契約書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図ることを目的とする。
- 2 この仕様書に定めのない事項又は事業実行に当たり疑義が生じた場合については、必要に応じ発注者と協議するものとする。

第2 施工管理

- 1 受注者は、本仕様書に適合する事業執行のために施工管理を行い、その記録及び関係書類を受注者の責任と負担により作成のうえ、保管し、発注者の請求があった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
- 2 受注者は、以下の事項に留意のうえ、施工管理を行うものとする。

(1) 写真

受注者は、施行前、施行中、施行後の写真（森林整備の状況、森林作業道開設状況を含む）を撮影するものとする。気象害等の発生箇所での事業の場合は、被害状況の分かる写真を施行前に撮影すること。

なお、撮影する写真は、原則としてGPSデータが記録されたものとする。

第3 受注者相互の協力

- 1 受注者は、事業実施箇所において、関係する事業を他の受注者が施工する場合は、事前に協議を行うなど相互に協力し、事業が支障なく行えるようにしなければならない。
また、隣接する箇所において、他事業者が行う関連事業が同時に実施される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

第4 成果品

- 1 受注者は、完了報告書（様式第8号）に以下の書類等を添付し、提出するものとする。
 - (1) 県営林材生産量集計表（別紙1）
受注者は、第2章第1の2で木材市場に運搬した県営林材の量を集計した集計表を提出するものとする。
 - (2) 完成写真（施行前、施行中、施行後の全景・近景等）
受注者は、第2の4（2）により撮影した写真を提出するものとする。

第2章 作業手順等編

第1 県営林素材生産事業

1 伐採・搬出（山土場まで）

作業手順

- (1) 素材は損傷しないよう、山土場に適切に集積しておくこと。
- (2) 安全に十分配慮のうえ適正に行い、必要に応じて安全施設を設置すること。
- (3) 山土場に素材を残置するときは、盗難防止に努めること。

環境配慮

- (1) 地形、林分の状態、林道・作業道等の配置、集材距離等を考慮し、最も効率が良く、対象林分及び自然環境に負荷の少ない作業方法を選択すること。
- (2) 伐倒木の枝条、木屑等は、河川、溪流に入れないこと。
- (3) 伐倒に際しては、残存木への損傷を最小限にするとともに、施業対象外（周囲等）の立木等を傷つけないよう注意して施業を行うこと。

- (4) 資材等の放置はしないこと。
- (5) 搬出の際、林道・作業道等を傷めないよう、十分に配慮すること。
- (6) 年間を通じて流水のある河川、溪流の周辺は、緩衝帯（バッファゾーン）として保全し、混交林化への誘導を図ること。
- (7) 伐倒した木材が最も高い価格で取引されるような採材に努めるとともに、木材の有効利用を図ること。
- (8) 機械運転、機械架設撤去に際しては、責任者の配置と安全の確保を図ること。

2 木材運搬（山土場から木材市場）

作業手順

- (1) 不採算素材については、木材市場への運搬は行わないこと。
- (2) 素材の運搬に際しては、予め発注者に通知するとともに、県営林素材（丸太）送り状（様式第12号）を作成し、発注者が契約を締結している木材市場に搬出すること。
- (3) 積み込み、運搬及び荷おろし作業において、素材の損傷がないように注意すること。
- (4) 運搬後は、その都度、県営林素材（丸太）送り状に木材市場の受領印を受け、写しを発注者に提出すること。
- (5) 市売り2日前には、県営林素材（丸太）出荷日報（様式第13号）を作成し監督員へ提出すること。
- (6) 運搬数量は、現場代理人が検収確認を適正に行うこと。
- (7) 運搬材積については、市売り開催後、発注者から通知する。

第2 環境に配慮した作業の実施

1 車輜、機械類の管理

- (1) 車輜、機械器具類は、常時整備点検を行うこと。
- (2) 機械器具類の整備時に油脂の林内への流出を防止すること。
- (3) 車輜の不必要なアイドリングは行わないこと。

2 水質保全

- (1) 油脂等の交換、補給は、溪流付近では行わないこと。
- (2) 河川、溪流付近では、特に水質に悪影響を与えないよう十分配慮し作業を行うこと。

3 土砂災害防止

- (1) 立木等伐倒したものについては、沢に集積しないこと。
- (2) 除・間伐作業を行う場合には、可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮した作業を行うこと。
- (3) 急傾斜地では、伐倒木を等高線沿いに置き、土砂の流出を防止すること。

4 工作物の設置

- (1) 木材等の生物系資材の使用に努めること。

5 廃棄物の処理

- (1) 作業現場において発生する廃棄物については、林内に残さず全て持ち帰り、適正に処理すること。

6 山火事予防

- (1) 作業用機械器具の取扱いには十分注意し、機械使用中の発火に注意すること。
- (2) 喫煙には十分に注意するとともに、吸い殻は適切に処理すること。
- (3) 山菜採りやハイカーに対しても、山火事予防の啓発を行うこと。

年 月 日

愛媛県知事 様

(受注者)
住 所
代表者氏名

委託(下請) 施工について (通知)

年 月 日付けで契約を締結した 第 号 県営林材生産事業 (郡市 町 大字 地区) に係るこのことについて、委託契約書第6条に基づき次のとおり報告します。

記

委託(下請) 施工 に付する箇所	委託(下請) 施工 に付する理由	当該事業を施工する委託(下請負) 人			備 考
		商号又は名称	主たる営業所所在地	電話番号	

注1 用紙の大きさは日本産業規格A4版とする。
2 委託(下請) 契約書の写しを添付すること。
3 委託(下請負) 人を多数使用し、欄が不足するときは、同罫の用紙を作成し記入し、綴ること。
4 委託(下請負) 人の変更を通知する場合は、変更のあった当該箇所について新、旧委託(下請負) 人をそれぞれ記載し、備考欄には、「新」、「旧」と記載すること。

第 号
年 月 日

（受注者）

様

愛媛県知事
（公印省略）

監督員について（通知）

年 月 日契約に係る 第 号 県営林材生産事業の監督員として下記の者を充てることとしましたので、承知せられたく通知します。

なお、監督員の権限、行為等の範囲は、契約書に定める事項及び業務執行上必要として定められている関係諸規程に規定している監督員としての指導、監督、検査及び指示事項の範囲とします。

また、必要と認める場合は、監督員を交替することがあるほか、監督員の所属する部所その他の職員が随時監督等の業務を執行することがあるので申し添えます。

記

所属名	課 名	係 名	監 督 員		備 考
			職	氏 名	

注1 用紙の大きさは日本産業規格A4版とする。

- 監督員を変更した場合は、新、旧監督員をそれぞれ記入し、備考欄に「新」、「旧」と記入すること。
- 2名以上の監督員において、権限を分任させた場合は、備考欄にそれぞれの権限の内容を記入すること。

様式第3号（契約書第7条関係）

局長	部長	課長	主幹	主幹	係長	係員	監督員

（伺）本書のとおり指示してよろしいか。

（なお、御決裁の上は、県営林材生産事業委託契約書様式第 号により受注者に通知いたしたい。）

指示、承諾又は協議書

		監督員	
年 月 日（ 曜日）天候		図 面 等	
業務番号			
業 務 名			
受注者名			
受注者に対する監督、指示、検査等			
		受注者からの要求、通知等	
		上司からの命令、指示等	

注 1 用紙の大きさは日本産業規格A4版とする。

2 「検印」及び「上司からの命令、指示等」欄を除き、1部を受注者に送付すること。

3 受注者が完了報告書を提出したときは、本書を関連の書類に添付のこと。

4 「検印」欄は、適宜補正して使用すること。

現場代理人について（通知）

年 月 日

愛媛県知事 様

(受注者)
住 所
代表者氏名

年 月 日付けで契約を締結した 第 号 県営林材生産事業に係る現場代理人を下記の者に決定したので、委託契約書第8条第1項の規定により通知します。

なお、下記に記載した事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

記

区 分	氏 名	契約期間中の居住地 (都道府県及び市町まで)	備 考
現場代理人			

2 委託事業箇所 郡市 町 地内

第2条 委託期間を次のように改める。

年	月	日から
年	月	日まで

年 月 日

発注者	住 所	
	氏 名	愛媛県知事
受注者	住 所	
	氏 名	

注1 変更事項のない条の規定を削除し、以下繰り上げて使用する。

第 号
年 月 日

(受注者又は発注者)

様

(受注者又は発注者)

業務委託料
委託期間 の変更について (協議)

年 月 日付けで契約を締結した下記1の事業について、下記2のとおり
業務委託料
委託期間 を変更したいので、委託契約書の規定により協議します。

記

- 1 委託番号及び委託名
第 号 県営林材生産事業
- 2 変更内容

- 注1 用紙の大きさは日本産業規格A4版とする。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
 - 3 記の2「変更内容」については、現行と変更後を対比して記載するとともに、必要に応じて、算定、積算の根拠となった資料を添付すること。

第 号
年 月 日

(受注者又は発注者)

様

(受注者又は発注者)

業務委託料
委託期間 の変更について (回答)

年 月 日付け (第 号) で協議のあったこのことについては、下記
のとおり承諾します。

記

1 委託番号及び委託名
第 号 県営林材生産事業

2 変更内容

注1 用紙の大きさは日本産業規格A4版とする。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 記の2「変更内容」については、現行と変更後を対比して記載するとともに、必要に応じて、
算定、積算の根拠となった資料を添付すること。

県営林材生産事業（県営林材安定供給モデル事業）
完了報告書

年 月 日

愛媛県知事 様

(受注者)
住 所
代表者氏名 印

年 月 日付けで契約を締結した 第 号 県営林材生産事業
について、契約書及び仕様書に基づいて下記のとおり事業を実施したので報告します。

記

1 事業実施箇所

地区
郡市 町 大字 (県営林 事業所)

2 事業完了年月日

年 月 日

3 県営林材生産量

m³

4 業務委託料

円（契約単価 円×県営林材生産量 m³）

5 添付書類等

- (1) 県営林材生産量集計表（別紙1）
- (2) 完成写真（施行前、施行中、施行後の全景・近景等）

※ 代表者の押印を省略する場合
責任者職氏名・連絡先：
担当者職氏名・連絡先：

注1 用紙の大きさは日本産業規格A4版とする。

- 2 責任者及び担当者の職氏名及び連絡先を記載し、宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに受託者の事務担当者的上席者として電子メールで提出する場合、代表者印の押印を省略することができる。

なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

県営林材生産量集計表

[illegible]

県営林材生産事業（県営林材安定供給モデル事業）
業務委託料精算払請求書

年 月 日

愛媛県知事 様

(受注者)
住 所
代表者氏名 印

年 月 日付けで契約を締結した 第 号 県営林材生産事業
に係る業務委託料について、委託契約書第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 ￥

ただし、 地区における業務委託料

内 訳 書	金 額 (円)
業務委託料 (①)	
既成部分払受領済額 (②)	
今回請求額 (①－②)	

振込先
金融機関名・店舗名
預金種別・口座番号
口座名義人(フリガナ)

※ 代表者の押印を省略する場合
責任者職氏名・連絡先：
担当者職氏名・連絡先：

注1 用紙の大きさは日本産業規格A4版とする。
2 林業退職金共済掛金収納書（発注者用）を添付のこと。
3 責任者及び担当者の職氏名及び連絡先を記載し、宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに受託者の事務担当者の上席者として電子メールで提出する場合、代表者印の押印を省略することができる。
なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

県営林材生産事業（県営林材安定供給モデル事業）
業務委託料既成部分払請求書

年 月 日

愛媛県知事 様

(受注者)
住 所
代表者氏名 印

年 月 日付けで契約を締結した 第 号 県営林材生産事業
に係る業務委託料について、委託契約書第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 ￥

ただし、 地区に係る業務委託料の既成部分払い

内 訳 書	金 額 (円)
既成部分払受領済額 (①)	
今回請求額 (②)	
合 計 (①) + (②)	

※ 代表者の押印を省略する場合

責任者職氏名・連絡先：

担当者職氏名・連絡先：

注1 用紙の大きさは日本産業規格A4版とする。

2 責任者及び担当者の職氏名及び連絡先を記載し、宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに受託者の事務担当者的上席者として電子メールで提出する場合、代表者印の押印を省略することができる。

なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

第 号
年 月 日

（受注者） 様

（発注者） 印

契約不適合に係る [修 補
追 完
代替物の引渡し] の請求について（通知）

下記業務の納入物品について契約不適合があったので、委託契約書第15条第1項の規定

により、[修 補
追 完
代替物の引渡し] を請求します。

記

業務番号及び業務名	
契 約 締 結 年 月 日	
引 渡 し 年 月 日	
契約不適合の内容	
修 補 事 項 及 び そ の 内 容	
修 補 完 了 年 月 日	
損 害 賠 償 請 求 額	（内訳は別添明細書のとおり）

- 注 1 不要の文字は、抹消すること。
2 損害賠償請求額の積算を示す明細書を添付すること。

県営林素材（丸太）送り状

[地区（県営林 事業所）]

通し番号（No. ） 年 月 日		
木材市場名・代表者 様		
(委託者) 住 所 代表者氏名 (受注者) 住 所 代表者氏名		
樹 種	本 数（本）	備 考
スギ・ヒノキ		
マ ツ		
計		
積込年月日	年 月 日	受 領 印
出荷確認者	(現場代理人)	
搬出箇所	所在地：	
その他		

注1 素材（丸太）が認証森林からの出材の場合、備考欄に「認証の種類：SGEC、認証登録番号：JAFTA-073」と記載すること。

[※認証森林から出材する場合の記載例]
県営林素材（丸太）送り状

[地区（県営林 事業所）]

通し番号（No. ○○） ○年○月○日		
○○木材市場 ○○ 様		
(委託者) 住 所 ○○○○○○○ 代表者氏名 ○○愛媛県知事 ○○○○		
(受注者) 住 所 ○○○○○○○ 代表者氏名 ○○○○○○○		
樹 種	本 数（本）	備 考
スギ・ヒノキ	○○○	認証の種類:SGEC、認証登録番号:JAFTA-073
マ ツ	○○○	認証の種類:SGEC、認証登録番号:JAFTA-073
計		
積込年月日	○年○月○日	受 領 印
出荷確認者	(現場代理人) ○○○○○	
搬出箇所	所在地：	
その他		

注1 素材（丸太）が認証森林からの出材の場合、備考欄に「認証の種類：SGEC、認証登録番号：JAFTA-073」と記載すること。

県営林素材（丸太）出荷日報

年 月 日

監督員 様

(受注者)
住 所
代表者氏名

[地区（県営林 事業所）]

樹 種	出荷日別本数 （本）										
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	計
スギ・ヒノキ											
マツ											
計											
台 数											
素材出荷量集計者（確認者）											
出荷市場名											
通し番号 トラック台数	No. ～ No. 車										
送り状月日 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日										
備 考											